

平成27～29年度の子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

1. 幼児期の教育・保育

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、保育園・幼稚園事業を行っています。

(単位:人/日)	保育園			幼稚園	合計
	0歳	1・2歳	3歳～	3歳～	
27年度利用者実績	58	283	1,406	467	2,214
28年度利用者実績	67	294	1,430	426	2,217
29年度利用者実績	62	345	1,395	464	2,266

2. 地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業内容	年	利用者状況	
時間外保育事業	保護者の方の就労状況などにより、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。時間は園によって異なります。	27	200人/日 (18時以降)	
		28	180人/日 (18時以降)	
		29	207人/日 (18時以降)	
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	放課後、就労等で保護者が家庭にいない小学生児童に対して、適切な生活の場を用意し、健全な育成を図ります。	27	低学年1～3年	520人
			高学年4～6年	57人
		28	低学年1～3年	540人
			高学年4～6年	100人
		29	低学年1～3年	561人
			高学年4～6年	118人
子育て短期支援事業	ショートステイは、保護者の疾病、環境上の理由等により養育が困難な場合、トワイライトステイは、仕事等の理由により平日夜間又は休日に養育が困難な場合、その他緊急の必要がある場合に一時的に児童を預かります。	27	ショートステイ	0人/年
			トワイライトステイ	9人/年
		28	ショートステイ	0人/年
			トワイライトステイ	0人/年
		29	ショートステイ	0人/年
			トワイライトステイ	0人/年

一時預かり事業	幼稚園「預かり保育」では、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に、保育園「一時預かり」では、保護者の不定期の就労及び私的理由等により、一時的に保育が困難となった子どもを預かります。	27	預かり保育	12,367 回／年
			一時預かり	3,626 回／年
		28	預かり保育	14,702 回／年
			一時預かり	3,206 回／年
		29	預かり保育	16,355 回／年
			一時預かり	2,599 回／年
病児・病後児保育事業	病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かります。	27	3 件／年	
		28	11 件／年	
		29	11 件／年	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	中学生以下の子どもをもつ依頼会員と、育児援助をしたい地域の協力会員が、それぞれ相互援助活動を行います。	27	1,353 件／年	
		28	1,718 件／年	
		29	2,051 件／年	
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行っています。	27	4,038 人／月	
			10 箇所	
		28	3,971 人／月	
			10 箇所	
		29	3,379 人／月	
			10 箇所	
利用者支援事業	さまざまな教育・保育事・地域子育て支援事業の中から適切なサービスを選択するための支援をしています。	27	1 箇所	
		28	1 箇所	
		29	1 箇所	
乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃんお誕生おめでとう訪問)	全出生児に対して生後2か月前後に母子保健推進員又は保健師が訪問します。子育てに関する情報提供や、母親の育児状況、養育環境の把握を行い適切な支援につなげます。	27	600 人／年	
		28	564 人／年	
		29	548 人／年	

養育支援訪問事業	養育支援が必要だと判断した家庭に対して、養育支援訪問員（保健師等）が定期的に訪問し、助言や指導・相談を行っています。	27	0 件／年
		28	23 回／年（対象者 2 人）
		29	13 回／年（対象者 2 人）
妊婦に対する健康診査	母子健康手帳交付時に、医療機関で行われる健診の受診票（14 回分）を交付し、妊婦健康診査の費用を補助しています。	27	第1回目 受診数593人 延べ 7,652 人／年
		28	第1回目 受診数 646 人 延べ 7,547 人／年
		29	第1回目 受診数 601 人 延べ 7,328 人／年

3. 子育て支援施策の充実を図るための関連施策

1. 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産後休暇及び育児休業後の保育の利用については、現時点では円滑に実施されています。母親が育児休業を取得する場合の在園児の継続入所などについても、広報やホームページ、入園説明会を通じて、情報を提供していきます。

2. 市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備

棚尾小学校にて毎週水・木・金曜日に放課後子ども教室を開設しています。

児童クラブでは、子どもたちがより安心安全そして快適に過ごすことができる居場所を提供しています。

平成27年度は、新川・中央児童クラブ分館の整備による待機児童の解消、6年生までの受入及び長期休業時の受入時間の拡大により、子どもたちが安全に過ごすことができる居場所を提供しました。また、平成28年度には新川児童クラブ本館増築、平成29年度には棚尾児童クラブ分館増築を行いました。

3. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

支援の必要な家庭に対し、家庭児童相談員が定期的な訪問をして、相談や支援を行っています。最近では、児童虐待の発端（原因）も発達障害、家族の病気や育児能力不足、DVなど多様であり、警察を始め保健センター、保育園、幼稚園、小中学校等関係機関と連携を図りながら必要な支援を行っています。

4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立支援

妊娠中の夫婦を対象にした「パパママ教室」の開催により、父親の育児参加を促し、夫婦が共同で子育てをする喜びを感じることができるよう支援しています。

5. ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の経済的自立を支援するための取り組みとして、母子・父子自立支援員による生活や就労の相談事業を実施しています。自立支援教育訓練給付金による資格取得など、様々な自立支援プログラムを提供しています。

6. 障害児の保育と養育支援

幼稚園・保育園においては障害児（3歳以上児）の受入を行っています。また、療育が必要な子どもは、母子通園施設「にじの学園」で子どもの発達等に応じた療育を行い、保護者の身体的・精神的な育児負担の軽減を図っています。

平成27年度からは言語聴覚士による相談時間の増加や幼稚園・保育園訪問を行うことで、保護者や保育者への支援体制の拡充を目指しました。また、平成28年度からは福祉課の児童発達支援ネットワーク事業として、発達が気になる児童と関わる保護者や支援者の支援を行っています。平成29年度からは福祉課の児童発達支援ネットワーク事業として、保護者向けの発達相談、ペアレントプログラム、支援者向けの巡回支援、講習会を実施しています。